

発議案第7号

精神保健医療福祉の改善を求める意見書について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、精神保健医療福祉の改善を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和6年3月8日提出

提出者 北上市議会教育民生常任委員会
委員長 小原享子

提案理由

すべての人の人権が尊重され、精神疾患があっても地域社会の一人として安心して暮らし続けられることができるよう求めるため、国及び政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものである。

精神保健医療福祉の改善を求める意見書

精神科を受診する人は年間420万人をこえる水準となっており、誰でも安心して気軽に受診できる精神医療の充実は、国民的な課題となっています。

日本の精神医療は、地域移行がすすんだ諸外国に比べ半世紀以上も遅れを取り、施設療養生活中心となっています。日本の精神科病院は、少ない人員配置基準や低い診療報酬体系の下で経営を成り立たせる状況がつけられてきました。

100床当たり職員数は、一般病院は医師が18.8人、看護師・准看護師は67.5人に対し、精神科病院は医師が4.1人、看護師・准看護師は33.2人と、少ない人員で医療を提供している現状です。そのため、転倒防止のための身体拘束などをやらざるを得ず、人権に配慮した良質な精神医療の提供ができない状況となっています。

また、精神病床の平均入院日数は先進諸国と比べて非常に長い現状です。このことが精神疾患に対する差別・偏見を社会に根付かせ、当事者の合意が得られない入院や医療提供が行われるなどの人権侵害をもたらすとともに、「入院中心から地域生活中心へ」の転換が進まない要因にもなっています。

精神科病床の新型コロナウイルス感染症の対策についても、消毒液を飲む患者がいることから置けないほか、患者にマスクを着用しても自ら外す、看護師のマスクを外す行為が見られ、感染症対策に苦慮した実態があります。さらに、患者が新型コロナウイルス感染症を発症し転院要請をしても転院できず、適切な環境で治療を受けることができない事態も起こっています。

精神疾患や認知症を持つ人が地域で希望する生活を送れるようにするため、生活支援、就労支援等さまざまな支援が必要で、家族の支援も含めて体制整備が必要です。また、人権に配慮した良質な精神医療の提供を可能にする人員配置と、それに見合った診療報酬を実現するとともに、国の責任で早期に包括的で継続的な地域の支援体制を法制化する必要があります。

よって、国及び政府関係機関に対し、すべての人の人権が尊重され、精神疾患があっても地域社会の一人として安心して暮らし続けられることができるよう、次の事項を実現するよう強く求めます。

記

- 1 人権に配慮した良質な精神医療の提供を可能にするために、一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を改め、精神病床の人員配置を一般病床と同等以上に引き上げること。
- 2 国連・障害者権利委員会による日本政府への勧告を尊重し、患者・当事者の合意のない入院や治療、身体拘束や隔離の禁止、及び無期限の入院制度の廃止を法制化すること。また、患者の人権を擁護するための第三者による監視機構の確立など精

神保健医療福祉制度の抜本的改善を行うこと。

- 3 精神科病院の入院患者が、COVID-19をはじめとする感染症やその他の疾病を発症した際に、適切な環境で治療を受けることができていない実態を改善すること。
- 4 精神疾患や認知症を持つ人が地域で希望する生活が送れるように、包括的で継続的な地域の支援体制を法制化すること。また、早期に充実を図るために、精神保健福祉予算を拡充するとともに労働者の雇用保険、教育や研修についても国が責任をもって行うこと。
- 5 精神疾患に対する差別・偏見をなくすための啓発をすすめ、施策を講じる際には当事者・家族の声が十分に反映されるよう、当事者団体等の参加を要件とすること。また、患者を持つ家族の負担軽減や孤立を予防するため、社会全体で支える体制を構築・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年3月8日

岩手県北上市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣